

重要事項説明書

(訪問看護)

事業者：サニ一新大阪訪問看護ステーション

1 当事業所の概要

(1) 事業所の概要

事業所名	サニー新大阪訪問看護ステーション
所在地	〒559-0002 大阪府大阪市住之江区浜口東3丁目11-23 モン・シャトレ203号
連絡先	電話：06-7777-3727 FAX:06-7777-3727
管理者名	隅垣 佐祐里
サービス種類	訪問看護
事業所番号	2765990417号 令和7年7月指定
サービス提供地域	大阪市全域 高石市 堺市全域 東大阪市 八尾市

※サービス提供地域について、提供地域以外の方はご相談ください。

(2) 営業時間

平日	午前9:00 ~ 午後18:00
定休日	土曜日・日曜日・祝日 12月30日から1月3日
備考	サービス提供時間 0時~24時

(3) 職員体制

資格	常勤	非常勤	計
管理者 正看護師	1名	0名	1名
看護師	9名	28名	37名
保健師	0名	0名	0名
准看護師	1名	1名	2名
事務	2名	0名	2名

2 当事業所の連絡窓口（相談・苦情・キャンセル連絡など）

TEL：06-7777-3727 FAX 06-7777-3727

担当部署：訪問部

担当者：隅垣 佐祐里

受付時間：午前9:00~午後18:00

※ご不明な点はお尋ねください。ご相談については各市区町村でも受付けております。

3 事業の目的・運営方針

(1) 目的

サニー新大阪訪問看護ステーションにおいて実施する指定訪問看護の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定訪問看護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、要介護状態の利用者の立場に立った適切な指定訪問看護の提供を確保することを目的とする。

(2) 運営方針

- 1、訪問看護の実施に当たっては、心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるよう支援する。

事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な関係を図り、

総合的なサービスの提供に努めるものとする。

- 2、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 3、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

4 訪問看護の内容

- 1、利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容
 - ① 病状・障害の観察
 - ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
 - ③ 食事および排泄等日常生活の世話
 - ④ 床ずれの予防・処置
 - ⑤ リハビリテーション
 - ⑥ ターミナルケア
 - ⑦ 認知症患者の看護
 - ⑧ 療養生活や介護方法の指導
 - ⑨ カテーテル等の管理
 - ⑩ その他医師の指示による医療処置
- 2、訪問看護計画書に基づく指定訪問看護
- 3、訪問看護報告書の作成

5 利用料等

- 1、指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬 告示上の額年、そのサービスが法廷代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法廷代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」によるものとする。
- 2、次条に定める事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。

なお、自動車を使用した場合の交通費は、徴収しない。
- 3、前4項の利用料の支払いを受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料について記載した領収書を発行する。
- 4、利用者又はその家族が、正当な理由がなく訪問看護の提供をキャンセルした場合は、キャンセルした時期に応じてキャンセル料を徴収する。

◆キャンセルについて

利用者がサービスの利用を中止する際には、速やかに看護師か所定の連絡先までご連絡ください。

全体窓口 連絡先電話 06-7777-3727 携帯 070-6652-2809
- 5、利用者の都合でサービスを中止する場合には、出来るだけサービス利用前日までにご連絡ください。

当日の訪問時までには連絡がない場合は、キャンセル料を申し受けることとなりますので、ご了承ください。

ださい。ただし、利用者の容態の急変など、緊急やむを得ない場合キャンセル料は不要です。

キャンセル料	:	24時間前までのご連絡の場合	:	不要
		12時間前までのご連絡の場合	:	1提供当りの料金の10%
		12時間前までのご連絡のない場合	:	1提供当りの料金の20%

6 利用料金などのお支払方法

毎月月末締めとし、当該月分のご利用料金を翌月15日前後に請求しますので26日までに(土日祝日は翌平日)あらかじめ指定された方法でお支払いください。振替以外の方は、月末までにお振込みでお願いいたします。

<お振込先>

滋賀銀行(0157)	本店営業部(110)	普通預金	686772
口座名	サニーウェルネス株式会社 代表取締役 高橋 尚二郎		
	サニーウェルネスカブシキガイシャ ダイヒョウトリシマリヤク タカハシショウジロウ		

※利用料、利用者負担額及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2か月以上遅延し、さらに支払いの督促から7日以内に支払いが無い場合には、サービスの契約を解約した上で、未払い分をお支払い頂きます。

7 個人情報の保護

- 1、事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2、事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

8 緊急時および事故発生時の対応方法

- 1、事業所におけるサービスの提供中に、ご利用者様に容体の変化などがあった場合は、必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡を行い指示を求める等の必要な措置を講じるとともに管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
- 2、利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

◆賠償責任保険

保険会社名	: 東京海上日動火災保険会社	保険名	: 賠償責任保険
補償概要	: 訪問看護中の事故 上限1億円		

9 相談・苦情対応

- 1、指定訪問看護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。
- 2、事業所は、提供した指定訪問看護に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、および市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3、事業所は、提供した指定訪問看護にかかる利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

◆訪問看護サービスについてのご相談・苦情についての相談窓口

サニー新大阪訪問看護ステーション	: 06-7777-3727
大阪市住之江区役所保険福祉課介護保険グループ	: 06-6682-9859
大阪府国民健康保険団体連合会	: 06-6949-5418
大阪市福祉局高齢者施策部介護保険課	: 06-6241-6310

10 虐待防止に関する条項

- 1、事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2、事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者または養護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。

◆虐待防止責任者	管理者 隅垣 佐祐里	携帯	070-6652-2809
----------	------------	----	---------------

11 サービス利用に関する留意事項

- 1、サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。
 - (1) 看護師は、金銭の管理、金銭の貸借などの金銭の取り扱いはいたしかねますのでご了承ください。
 - (2) 看護師は、健康保険上、利用者の心身の機能の維持回復のために療養上のお世話や診療の補助を行うこととされていますのでご了承ください。
 - (3) 看護師に対する贈り物やもてなしは、お受け致しかねますのでご了承ください。
 - (4) サービス実施のために必要となる備品の費用は利用者にご負担いただきますのでご了承ください。
- 2、看護師等が担当者会議において、課題分析情報等を通じて利用者の有する問題点や解決すべき個人情報情報を医療従事者と共有することがありますのでご了承ください。
- 3、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は禁止(利用者又は第三者の生命や身体を保護するた

め緊急やむを得ない場合を除く)

1 2 ハラスメントの防止

事業所は現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けるられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

- 1、職場内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。
 - (1) 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
 - (2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめる行為
 - (3) 性的言動、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為上記は当該職員、利用者及びその家族が対象となります。
- 2、ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止策を検討します。
- 3、職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施致します。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
- 4、ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善、利用者契約の解約等の措置を講じます。

1 3 業務継続計画の策定等

- 1、感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。
- 2、感染症及び災害に係る研修を定期的（年1回以上）行います。
- 3、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を実施します。

1 4 衛生管理等

- 1、感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を設立します。
- 2、感染症の予防及びまん延防止の為の指針を作成します。
- 3、感染症及びまん延防止のための研修及び訓練を実施します。
- 4、看護職員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- 5、指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

介護保険を適用する場合

(1) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

サービス提供区分	算定項目	介護報酬額	ご利用者様負担額		
			1割	2割	3割
昼間（8時～18時）					
20分未満（314単位）	看護師による場合	3,491円	349円	698円	1,047円
20分未満（283単位）	准看護師による場合	3,146円	315円	629円	944円
30分未満（471単位）	看護師による場合	5,237円	524円	1,047円	1,571円
30分未満（424単位）	准看護師による場合	4,714円	471円	943円	1,414円
30分以上（823単位）	看護師による場合	9,151円	915円	1,830円	2,745円
1時間未満（741単位）	准看護師による場合	8,239円	824円	1,648円	2,472円
1時間以上（1,128単位）	看護師による場合	12,543円	1,254円	2,509円	3,763円
1時間30分未満 （1,015単位）	准看護師による場合	11,286円	1,129円	2,257円	3,386円
早朝（6時～8時）、夜間（18時～22時）25%加算					
20分未満（393単位）	看護師による場合	4,370円	437円	874円	1,311円
20分未満（354単位）	准看護師による場合	3,936円	394円	787円	1,181円
30分未満（589単位）	看護師による場合	6,549円	655円	1,310円	1,965円
30分未満（530単位）	准看護師による場合	5,893円	589円	1,179円	1,768円
30分以上（1,029単位）	看護師による場合	11,442円	1,144円	2,288円	3,433円
1時間未満（926単位）	准看護師による場合	10,297円	1,030円	2,059円	3,089円
1時間以上（1,410単位）	看護師による場合	15,679円	1,568円	3,136円	4,704円
1時間30分未満 （1,269単位）	准看護師による場合	14,111円	1,411円	2,822円	4,233円
深夜（22時～6時）50%加算					
20分未満（471単位）	看護師による場合	5,237円	524円	1,047円	1,571円
20分未満（425単位）	准看護師による場合	4,726円	473円	945円	1,418円
30分未満（707単位）	看護師による場合	7,861円	786円	1,572円	2,358円
30分未満（636単位）	准看護師による場合	7,072円	707円	1,414円	2,122円
30分以上（1,235単位）	看護師による場合	13,733円	1,373円	2,747円	4,120円
1時間未満（1,112単位）	准看護師による場合	12,365円	1,237円	2,473円	3,710円
1時間以上（1,692単位）	看護師による場合	18,815円	1,882円	3,763円	5,645円
1時間30分未満 （1,523単位）	准看護師による場合	16,935円	1,694円	3,387円	5,081円

大阪市 2等地 1単位 11.12円

(2) 介護保険の訪問看護加算について

加算名称	介護報酬額	利用者負担額			算定回数等
		1割	2割	3割	
緊急時訪問看護加算Ⅰ (訪問看護ステーション) (600単位)	6,672円	667円	1,334円	2,002円	1月につき
緊急時訪問看護加算Ⅱ (訪問看護ステーション) (574単位)	6,382円	638円	1,276円	1,915円	1月につき
特別管理加算(Ⅰ) (500単位)	5,560円	556円	1,112円	1,668円	1月につき
特別管理加算(Ⅱ) (250単位)	2,780円	278円	556円	834円	
ターミナルケア加算 (2500単位)	27,800円	2,780円	5,560円	8,340円	死亡月に1回
初回加算Ⅰ (350単位)	3,892円	389円	778円	1,168円	初回のみ、1回につき
初回加算Ⅱ (300単位)	3,336円	334円	667円	1,001円	
退院時共同指導加算 (600単位)	6,672円	667円	1,334円	2,002円	1回につき
看護・介護職員連携強化加算 (250単位)	2,780円	278円	556円	834円	1月につき
看護体制強化加算(Ⅰ) (550単位)	6,116円	612円	1,223円	1,835円	1月につき
看護体制強化加算(Ⅱ) (200単位)	2,224円	222円	445円	667円	1月につき
複数名訪問看護加算(Ⅰ) (254単位)(402単位)	2,824円	282円	565円	847円	1回につき(30分未満)
	4,470円	447円	894円	1,341円	1回につき(30分以上)
複数名訪問看護加算(Ⅱ) (201単位)(317単位)	2,235円	224円	447円	671円	1回につき(30分未満)
	3,525円	353円	705円	1,058円	1回につき(30分以上)
長時間訪問看護加算 (300単位)	3,336円	334円	667円	1,001円	1回につき
サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 〈訪問看護ステーション及び 病院又は診療所〉(6単位)	66円	7円	13円	20円	1回につき
サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 〈訪問看護ステーション及び 病院又は診療所〉(3単位)	33円	3円	7円	10円	1回につき
口腔連携強化加算(50単位)	556円	56円	111円	167円	1月につき

※当事業所と同一の建物若しくは同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物に居住する利用者又は当事業所における一月当たりの利用者が 20 人以上居住する建物の利用者に対して訪問看護を行った場合は、上記金額の 90/100 となります。

当事業所と同一の建物若しくは同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物に居住する利用者の人数が 1 月あたり 50 人以上の建物に居住する利用者に対して訪問看護を行った場合は上記金額の 85/100 となります。

※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び訪問看護計画に位置付けられた時間数（計画時間数）によるものとします。なお、計画時間数とサービス提供時間数が大幅に異なる場合は、利用者の同意を得て、居宅サービス計画の変更の援助を行うとともに訪問看護計画の見直しを行います。

※ 緊急時訪問看護加算は、利用者又はその家族等に対して 24 時間連絡体制にあって、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う体制にある旨を説明し、同意を得た場合に加算します。

※ 特別管理加算は、指定訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者（別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る。）に対して、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に加算します。なお、「別に厚生労働大臣が定める状態にあるもの」とは次のとおりです。

- ① 在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態
- ② 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
- ③ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
- ④ 真皮を超える褥瘡の状態
- ⑤ 点滴注射を週 3 日以上行う必要があると認められる状態

なお、特別管理加算（Ⅰ）は①に、特別管理加算（Ⅱ）は②～⑤に該当する状態の利用者に対して訪問看護を行った場合に加算します。

※ 初回加算は新規に訪問看護計画を作成した利用者に対し、訪問看護を提供した場合に加算します。なお、退院時共同指導加算を算定する場合は算定しません。

※ 退院時共同指導加算は入院若しくは入所中の者に対し、主治医等と連携し在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合に加算します。なお、初回加算を算定する場合は算定しません。

※ 複数名訪問看護加算Ⅰは、二人の看護師等（両名とも保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士であることを要する）が同時に訪問看護を行う場合（利用者の身体的理由により 1 人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合等）に加算し、複数名訪問看護加算Ⅱは、看護師等が看護補助者と同時に訪問看護を行う場合に加算します。

- ※ 長時間訪問看護加算は、特別管理加算の対象者に対して、1回の時間が1時間30分を超える訪問看護を行った場合、訪問看護の所定サービス費(1時間以上1時間30分未満)に加算します。なお、当該加算を算定する場合は、別途定めた1時間30分を超過する部分の利用料は徴収しません。
- ※ サービス提供体制強化加算及び看護体制強化加算は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして大阪市に届け出た訪問看護事業所が、利用者に対して、訪問看護を行った場合に加算します。
- ※ 主治医(介護老人保健施設の医師を除く)から、急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合は、その指示の日から14日間に限って、介護保険による訪問看護費は算定せず、別途医療保険による提供となります。

医療保険を適用する場合

訪問看護基本療養費Ⅰ	週3日まで	5,550円
1回30～90分	週4日目以降	6,550円
基本療養費Ⅱ・Ⅲ	週3日まで	2,780円
同一建物居住者	週4日目以降	3,280円
管理療養費	月の初日	7,670円
	2日目以降	2,500円
夜間・早朝加算	夜間(18時～22時) 早朝(6時～8時)のサービス	2,100円
深夜加算	深夜(22時～翌朝6時)のサービス	4,200円
緊急訪問看護加算 イ	月14日目まで	2,650円
ロ	月15日目以降	2,000円
特別管理加算Ⅰ		5,000円/月
特別管理加算Ⅱ		2,500円/月
24時間対応体制加算イ		6,800円/月
ロ		6,520円/月
難病等複数回訪問加算	2回/日	4,500円
	3回/日	8,000円
訪問看護ターミナル療養費		25,000円
複数名訪問加算	(週1回)	4,300円
訪問看護情報提供療養費		1,500円/月
在宅患者連携指導加算		3,000円
訪問看護医療DX情報活用加算	月1回	50円

【事業所】

住 所： 大阪府大阪市住之江区浜口東3丁目11番23号
モン・シャトレ203号室

事業所名： サニーウェルネス株式会社 サニー新大阪訪問看護ステーション

代表取締役： 高橋 尚二郎

管 理 者： 隅垣 佐祐里

重要事項説明書の内容について説明を受け、了承しました。

年 月 日

【ご利用者】住 所 _____

氏 名 _____

【代 理 人】住 所 _____

氏 名 _____ (続柄 _____)

(注)代理人とは本人と共に内容を確認し、緊急時における事業所とのやり取りを円滑に行える者とする。

